

裁判官による出前講義実施報告



令和4年7月19日（火）、高知銀行本店において、裁判官による出前講義を実施しました。

講義テーマは、

- ① 裁判所の役割について
- ② 裁判員裁判制度について

です。

出前講義実施の様子

この出前講義は、令和4年4月1日から裁判員に選ばれる年齢が18歳以上に引き下げられ、令和5年以降、18歳及び19歳の方々に対して裁判員等選任期日への呼出しがされることになったことを受け、新入行員に対し、裁判員制度への関心を持ってもらい、理解を深めて、その不安解消を図ることを目的として実施したものです。



まず初めに、裁判所についての説明や、事件の種類等について説明しました。

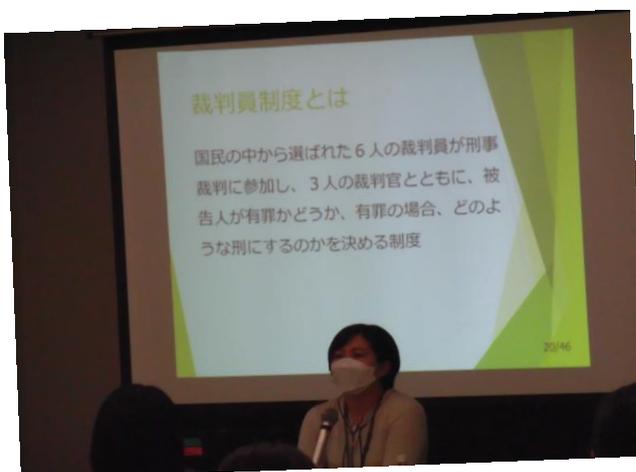


講義の参加者は38名、みなさん今年の新入行員の方々です。

18歳、19歳の方も参加しており、みんな熱心に講義を聴いてくれました。

後半は裁判員裁判制度についてです。

裁判員裁判の仕組み等について説明した後、裁判員の仕事（役割）について、裁判の流れに沿って丁寧に説明がなされました。



裁判官は、「裁判員裁判の良いところは、いろいろな人がひとつの事件を見て、みんなで一生懸命考えて、普段裁判に関わっていない皆様の意見を踏まえて結論を出すことで、裁判官だけでは出せない判決を出すことができる場所です。」と述べて、機会があれば、積極的に参加してほしいと講義を締めくくりました。

質疑応答では、「テレビドラマで裁判官がやっていたことを実際もしたりするのか」といった質問や、「裁判員裁判において、裁判のルールについて事前説明があるのか」、「重大事件を取り扱うので不安であるが、これまでの参加者はどうだったか」等、裁判員裁判に関心を持ってもらえたことが伺える質問がなされました。



今回の出前講義をきっかけに、裁判員候補者に選任されることがあれば、ぜひ積極的に参加してほしいと思います。

ありがとうございました。

高知地方裁判所では「出前講義」や「法廷見学」を募集しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

